

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 一般社団法人山梨県トラック協会（以下「梨ト協」という。）は、事業用トラックの追突事故を削減するために、車両総重量3,5ト以上8ト未満の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）装着の普及を図るため、第2条の要件を満たす装置を導入した梨ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。
なお、対象会員は資本金の額または出資の総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人とする。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置と同一とする。

（助成額）

第3条 助成額は、会員が新たに装着する装置に対して1台あたり取得価格の1/4（上限50,000円）とする。ただし、国の補助事業を活用した場合は対象外とする。

（助成金の申請）

第4条 会員は、装置装着の完了後、様式2により衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業実績報告書（兼助成金請求書）を梨ト協に提出しなければならない。

（実績報告提出期限）

第5条 前条の実績報告書の受付期間は、助成対象期間終了後の2月15日（ただし土、日祝祭日の場合は翌日）までとする。ただし、受付期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。
なお、助成金対象期間は毎年4月1日から翌年1月31日までに装着・支払等すべて完了したものとする。

（助成金の交付）

第6条 請求を受けた梨ト協は、特別の事情が有る場合を除き3月末日までに会員に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 会員は、助成対象の装置を導入の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関するその他の必要事項は梨ト協がこれを定める。

(附則)

1. 平成21年4月28日制定
2. 平成27年6月12日一部改正
3. 平成28年5月25日一部改正
4. 平成29年5月22日一部改正
5. 平成30年4月 1日一部改正